

八尾市製造業サポート給付金FAQ（10/9現在）

番号	カテゴリー	質問	回答
1	制度の概要	制度の趣旨は何ですか。	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上が減少し、経営に深刻な影響を被っている市内製造業者に対し、事業の継続を下支えするため支援金を給付することを目的として一律30万円を支給するものです。
2	制度の概要	なぜ製造業だけを対象とするのですか。	新型コロナウイルスの感染症拡大が社会全体に深刻な影響を与える中で、本市では、様々な業種の小規模事業者の事業継続を支援するために、「八尾市事業者サポート給付金制度」を創設し、7月末までを申請期間として実施してきました。 しかし、我が国の様々な景気動向調査によると、他業種と比較し、金属製品や産業用機械をはじめとする製造業は、取引先における過剰在庫や生産調整を受けて受注が低調になるなど、引き続き厳しい状況となることが予測されています。八尾市内には、会社の規模は小さくても、国内だけでなく世界に通用する製品や部品をつくり、業界屈指の高い技術力を持つオンリーワンのものづくり企業がたくさん集積しており、八尾市の製造出荷額は1兆1,240億円と府内4位と上位に位置づけられています。地域経済の大きな支えとなるこれらの企業の状況が一たび悪化すると、市の財政状況や市の様々な施策の実施にも多大な影響を及ぼすことから、第2弾の市独自の給付制度として製造業を対象に実施するものです。
3	制度の概要	支援金額は一律ですか。支給は先着順ですか。	支援金の額は一律30万円です。支給は先着順ではなく、期限までに申請のあった方が対象です。また、支給は1事業者につき1度です。
4	制度の概要	給付金の使途は限定されますか。	支給する給付金は、今回の新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受けた市内製造業者の事業継続を下支えする目的で支給するものです。 給付金の使途に指定はありません。
5	制度の概要	給付金はどの程度の期間で振り込まれますか。	申請書を受理した後、順次、売上状況等の審査を行ったうえで指定口座への振込作業に入る予定です。必要な書類や支給要件が全て揃っている場合は、申請から概ね2週間～3週間程度での振り込みになる見込みです。
6	申請手続き	いつから受付が始まりますか。	9月7日に申請を開始します。 なお、最新情報については八尾市のホームページ（ https://www.city.yao.osaka.jp/ ）または八尾産業情報ポータル（ http://www.i-portal-yao.jp/ ）にて順次掲載します。また、八尾産業情報ポータルのメールマガジンでも情報が受け取れます。
7	申請手続き	申請の準備として、あらかじめどんな書類を用意しておけばよいですか。	主なものは、製造業であることの確認できる書類、前年度の売上状況を示す令和元年分の確定申告書控の写しや今年の売上状況が分かる台帳の写し、振込先が確認できる事業者の通帳口座の写し等を考えています。 申請書様式も含めて、必要な添付書類については、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせしますので、それまでお待ちください。
8	申請手続き	申請方法はどのような方法がありますか。	郵送（レターパックライト）またはWEBでの申請となります。 新型コロナウイルス感染症対策として、窓口での申請は受け付けておりません。
9	申請手続き	インターネットができない環境です。申請用紙をどのように入手したらよいですか。	紙の申請用紙も用意します。 なお、八尾市産業政策課（八尾市商工会議所内）、市役所総合案内及び各出張所、金融機関などで9月7日から配架します。 なお、各配架場所ではご相談やご質問にお答えすることはできませんので、ご不明な点などがありましたらコールセンター（9月1日開設：072-920-4123）までお問い合わせください。
10	対象要件（対象者）	誰がこの支援金を受け取れるのですか。	次のすべての要件に該当する市内に事業所を有する製造業者 （1）従業員数20人以下の製造業を営む事業者 （2）令和2年6月以前から同一の製造業を営み、今後も同事業を継続する見込みであること （3）新型コロナウイルス感染症発生に起因して、令和2年7月～9月の任意の月の売上が前年同月比で15%以上減少していること
11	対象要件（対象者）	「従業員」の範囲については、どのように考えますか。	いわゆるパート、アルバイト以外の正社員が対象となります。 正社員より労働時間が短い「短時間労働者」と雇用期間が1年未満の「有期雇用労働者」は従業員の数から除きます。 具体的な規定としては、「従業員」の数は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する「短時間労働者」、及び同条第2項に規定する「有期雇用労働者」のうち1年未満の期間の労働契約を行っている者を除いた従業員の数とします。
12	対象要件（対象者）	国の持続化給付金、大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金や八尾市事業者サポート給付金を受けていても申請はできますか。	国の持続化給付金、大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金又は八尾市事業者サポート給付金のいずれかを受けていても、本制度の要件に合致していれば申請することができます。
13	対象要件（対象者）	製造業の業種の指定はありますか。	日本標準産業分類の大分類「製造業」に示す製造業を営む事業者であればすべて対象になります。 主な製造業の例として、金属製品・非鉄金属製造（金属加工を含む）、プラスチック製品製造、印刷業、家具・木材製造などがあります。 ※NO.14もご覧ください。 詳しくは、E-STAT（政府統計の総合窓口）統計分類・用語の検索でご確認いただくか、本給付金コールセンターへお問い合わせください。 （ https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/80?search_method= ）

八尾市製造業サポート給付金FAQ（10/9現在）

番号	カテゴリー	質問	回答
14	対象要件 (対象者)	店舗で食品などの製造や加工・販売を行っていますが、この事業の対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本標準産業分類では、製造と販売を伴う業種の分類について、以下のような考え方が示されています。 <ul style="list-style-type: none"> 例1：製造して、事業者に卸している場合⇒製造業＝対象となります。 例2：製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合⇒製造業＝対象となります 例3：製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している場合⇒小売業＝対象となりません (総務省：「日本産業分類に関するよくあるお問合せについて」より) ・このような考え方に基づくことから、いわゆる製造小売業は本事業の対象となりません。一般的に小売業に分類されるものとして、以下のようなものがあげられます。【小売業に分類される例(対象とならない例)】 パン屋、豆腐屋、食肉店における惣菜販売、鮮魚店、青果店、和・洋菓子店、弁当販売店、お好み・たこ焼き・イカ焼き店、惣菜販売店(唐揚げ・餃子・コロッケ等)、ハンバーガー・ピザ・クレープ・氷菓子販売店、移動販売など ・その他、農林水産物などの出荷のために選別、調整、洗浄、包装を行うなど、販売業務に付随して行う簡単な加工は、製造業ではなく、卸売業・小売業に分類されるため、本事業の対象となりません。【卸売業、小売業に分類される例(対象とならない例)】 魚の切り身・さしみを販売、茎わかめを仕入れて茎を切り落としてわかめのみを販売 など (総務省：「日本産業分類に関するよくあるお問合せについて」より)
15	対象要件 (対象者)	複数の経済活動を行っている場合は、どうやって分類されますか。	1つの事業所において複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動(例えば、利益や売上高などが最も大きいもの)により決まります。 (総務省：「日本産業分類に関するよくあるお問合せについて」より)
16	対象要件 (事業所)	「事業所」とは、何をさしますか。	継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する製造拠点となる場所(例：工場等)をいいます。 従って、八尾市内には営業所や事務所のみを有し、工場等の製造現場が八尾市外にある場合は対象とはなりません。
17	対象要件 (事業所)	本社は市外ですが、八尾市内に工場があります。この場合は支給対象となりますか。	継続的に事業活動を行う工場等の製造現場が市内にあれば、支給対象です。
18	対象要件 (売上)	売上はどのように比較するのですか。	確定申告の添付書類や帳簿等に記載されている、令和2年7月～9月のいずれかの月と前年同月の事業に関する売上高を比較します。
19	対象要件 (売上)	開業から1年に満たない場合の売上げの比較はどのように行いますか。	<p>原則として、令和2年7月～9月のいずれかの月と前年同月の事業に関する売上高を比較することを想定していますが、創業から1年未満の場合は、前年の比較できる書類がないため、以下の期間の売上と令和2年7月～9月のいずれかの月の売上の比較により判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令和元年7月2日から8月1日の間に開業した場合 ⇒ 令和元年8月又は9月の売上(令和2年分は8月又は9月の売上) ②令和元年8月2日から9月1日の間に開業した場合 ⇒ 令和元年9月の売上(令和2年分は9月の売上) ③令和元年9月2日から令和元年12月1日の間に開業した場合 ⇒ 開業日の翌月から令和元年12月までの平均月間売上 (但し、開業日が各月の1日である場合は、開業日の属する月を含む) ④令和元年12月2日から5月31日の間に開業した場合 ⇒ 開業日の翌月から令和2年6月までの平均月間売上 (但し、開業日が各月の1日である場合は、開業日の属する月を含む) ⑤令和2年6月1日から6月30日の間に開業した場合 ⇒ 令和2年6月の売上 (6月2日以降に開業した場合は、6月の営業日数と売上から1か月間の売上高を算出する。)
20	対象要件 (売上)	市内で製造業の他に飲食店を営んでいます。売上げはどのように比較するのですか。	製造業の他に別の事業を営んでいる場合は、業種に関わらず全ての売上額で比較します。
21	支援金の支給 (通知)	審査の結果(支給・不支給)はどのように通知されるのですか。	審査の結果、給付金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします(文書やメールによる通知はありません)。給付金を支給しない旨の決定をした時は、後日、文書にて不支給に関する通知をします。

【お問合せ】 八尾市製造業サポート給付金コールセンター 072-920-4123